

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金条例

(平成二十一年二月四日青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)

(設置)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づく後期高齢者医療制度の健全な運営に資するため、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当該年度の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算(以下「特別会計歳入歳出予算」という。)で定める額の範囲内の額

二 各年度の決算において生じた剰余金の二分の一を下らない額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、設置目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。